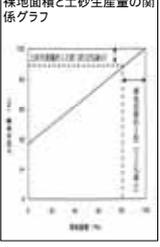


3. これまで取り組んできた自然再生事業(事業の概要、区域、実施主体)

これまでに取り組んできた自然再生事業と実施主体

自然再生事業		事業の概要		実施主体
1	水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止	水辺林、緩衝帯による土砂流入防止対策	河川沿いの幅20mの連続した水辺林(細粒土砂)	北海道、国土交通省、農水省
		土砂調整地による土砂流入防止対策	湿原流入部の土砂調整地(細粒土砂)	国土交通省
			農業用排水路出口の土砂調整地(細粒土砂)	北海道、国土交通省、農水省
			河川沿いの土砂調整地(粗粒土砂)	
河道の安定化対策	河岸侵食、河床低下防止対策(粗粒土砂、細粒土砂)			
2	植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上	-	裸地、荒廃地等への植林(粗粒土砂、細粒土砂) 広葉樹を主体とした森林の再生	林野庁(国有林対象)、トラストサルン釧路、環境省、市民団体
3	湿原の再生	-		国土交通省、環境省
4	湿原植生の制御	-	地下水位、冠水頻度の変化 土砂や栄養塩の防止による制御	国土交通省
5	蛇行する河川への復元	-	旧川への通水等による蛇行河道の復元	国土交通省
6	水環境の保全	河川水の保全	河川水位の状況把握と生態系との関連検討 河川水環境保全対策の実施	国土交通省
		地下水の保全	地下水位の状況把握と生態系との関連検討 地下水環境保全対策の実施	国土交通省
		水質の保全	窒素負荷を約2割削減 湖沼の現状把握と保全	国土交通省、環境省、民間企業
		流域水循環	流域における釧路湿原全域の河川水・地下水、栄養塩等の物質移動のメカニズムの解明	国土交通省
7	野生生物の生息・生育環境の保全	-	生物の生息環境の把握とその保全	国土交通省、環境省
			釧路湿原全域を対象とした植生図の作成	環境省
8	湿原景観の保全	-	優れた景観の周知と保全意識の高揚 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元	関係機関
9	湿原の調査と管理に関する市民参加	-	釧路湿原川レンジャーなどによる調査と管理の市民参加	国土交通省、環境省、トラストサルン釧路
			自然再生や河川清掃等のボランティア活動に市民が参加できる仕組みづくり	国土交通省、環境省
			湿原の調査と管理に関する情報の共有化	国土交通省、環境省、釧路市
10	保全と利用の共通認識	-	利用が自然環境に与える影響検討・把握 利用実態や地域の要望の把握・吟味	国土交通省、環境省、北海道
			保護と利用の観点からの必要な施設整備	北海道
			基本的ルール、マナーの議論 利用のルールの施行、検証	国土交通省
			利用者への情報提供	環境省、国土交通省
11	環境教育の推進	-	湿原保全についての環境教育 自然体験の場の構築 地域住民が参加できる仕組みづくり 環境教育を实践、支援するためのネットワークづくり 利用者への環境情報の提供	北海道、環境省、国土交通省
			地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり	
12	地域連携・地域振興の推進	-	広域的に湿原を管理するための仕組みづくり 地域住民の情報発信のための仕組みづくり 流域住民等が連携し、行動するための仕組みづくり ツーリズムのづくり、仕組みづくり 地域レベルでの国際的な連携 地域農業に関する認識を共有するための仕組みづくり 湿原に負荷を与えない営農支援のための仕組みづくり	関係機関(国土交通省、環境省、林野庁、北海道、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村)

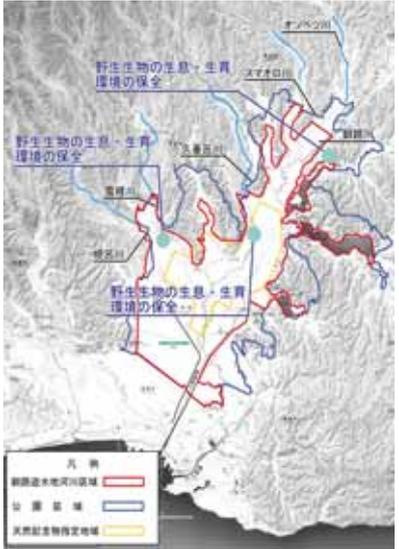
これまで取り組んできた自然再生事業の概要と実施主体

再生事業	目的	目標	区域	実施主体	
1 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止	水辺林、緩衝帯による土砂流入防止対策	河川沿いの幅20mの連続した水辺林(細粒土砂) 【対象河川及び延長】 ・釧路川(113.0km)・幌呂川(42.5km) ・オソベツ川(26.3km) ・雪裡川(34.3km) ・久著呂川(45.0km) 湿原流入部から上流約15kmの区間をモデルとする ・ヌマオロ川(31.0km)	<p>流域負荷の発生量を可能な限り少なくする。 粗粒土砂については、湿原への土砂流入が少なかったと考えられる河川が蛇行して流れていた頃の負荷量に戻すこととし、現状から約4割軽減することを目標とする。</p> <p>細粒土砂については、具体的な数値目標を定めることは難しいが、各種対策による効果を検証しながら具体的に対策を進める。</p> <p>栄養塩は、窒素を指標として流域からの負荷量を概ね2割軽減することとする。</p>		・久著呂川中流部 - 北海道 ・湿原流入部 - 国土交通省
	土砂調整地による土砂流入防止対策	湿原流入部の土砂調整地(細粒土砂)			・久著呂川中流部 - 北海道 ・湿原流入部 - 国土交通省
	農業用排水路出口の土砂調整地(細粒土砂)	河川沿いの土砂調整地(粗粒土砂)			・北海道
	河道の安定化対策	河岸侵食、河床低下防止対策(粗粒土砂、細粒土砂)			
2 植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上	・裸地、荒地等への植林(粗粒土砂、細粒土砂) ・広葉樹を主体とした森林の再生	流域の土砂採取跡地などの裸地や荒地及び放置されている作業用の道路などへの植林などを行う。具体的には、流域全体の裸地や荒地のうち、当面の目標として約2割減少させるものとし、その効果を検証する。		<ul style="list-style-type: none"> ・雷別地区 - 林野庁(国有林対象) ・達古武地区 - トラストサルン釧路、環境省 ・その他 - 市民団体 	
		<p>裸地面積と土砂生産量の関係グラフ</p> 			
3 湿原の再生	相対的に地下水位を回復することによる再生	・幌呂川地区 ・釧路川本川茅沼地区 ・計300haの湿原再生		・幌呂川地区 - 国土交通省 ・茅沼地区 - 国土交通省	
	1960年代後半の農地造成以前の湿原状態に再生	・広里地区		・広里地区 - 環境省	

これまで取り組んできた自然再生事業の概要と実施主体

再生事業	目的	目標	区域	実施主体
4 湿原植生の制御	<p>湛水によって地下水位を上昇させ湿原植生への影響把握</p> <p>・雪裡樋門地区 幌呂川の旧川復元を行い、雪裡川合流部における土砂氾濫防止による植生制御</p> <p>・雪裡川地区 湿原流入部における沈砂地的利用</p> <p>・久著呂川地区</p>	-		・雪裡樋門地区 - 国土交通省
5 蛇行する河川への復元	<p>旧川への通水等による蛇行河道の復元</p> <p>・釧路川本川 茅沼地区 2km復元試験地として実施し、予測モデル等各種の検証、並びに必要な知見を取得する。</p>	<p>【茅沼地区の当面の計画】</p> <p>・湿原本来の生物(主として魚類)生息環境を復元する。</p> <p>・本来の湿原景観(=湿原内を蛇行する河川)を回復する。</p> <p>・河川水位、相対的地下水位の上昇、及び出水時の当時の氾濫状況を復元し、湿原植生(ヨシ、スゲ等)を再生する。</p> <p>・出水時の当時の氾濫状況を復元は、下流湿原内への土砂流入の低減効果も期待できる。</p>		・茅沼地区 - 国土交通省
6 水環境の保全	河川水の保全	<p>・河川水位の状況把握と生態系との関連検討</p> <p>・河川水環境保全対策の実施</p>		・国土交通省
	地下水の保全	<p>・地下水位の状況把握と生態系との関連検討</p> <p>・地下水環境保全対策の実施</p>		・国土交通省
	水質の保全	<p>・湖沼の現状把握と保全</p> <p>・在来水生生物を利用した水質浄化</p>		<p>・久著呂川地区 - 国土交通省</p> <p>・茅沼地区 - 環境省、民間企業</p> <p>・東部3湖沼 - 環境省</p>
	流域水循環	<p>・流域における釧路湿原全域の河川水・地下水、栄養塩等の物質移動のメカニズムの解明</p>		・国土交通省

これまで取り組んできた自然再生事業の概要と実施主体

再生事業	目的	目標	区 域	実施主体
7 野生生物の生息・生育環境の保全	生物の生息環境の把握とその保全 釧路湿原全域を対象とした植生図の作成			・国土交通省、環境省
8 湿原景観の保全	優れた景観の周知と保全意識の高揚 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元			・関係機関
9 湿原の調査と管理に関する市民参加	釧路湿原川レンジャーなどによる調査と管理の市民参加		(現在までの実施概要) ・釧路湿原川レンジャー活動、ボランティアレンジャー活動等の継続 ・NPOによる鳥類調査	・国土交通省 ・環境省 ・トラストサルン釧路 ・地域住民等
	自然再生や河川清掃等のボランティア活動に市民が参加できる仕組みづくり		(現在までの実施概要) ・市民参加、環境教育等の推進に関する提言 ・達古武地区の森林再生	・国土交通省 ・環境省
	湿原の調査と管理に関する情報の共有化		(現在までの実施概要) ・ミニシアターポールの設置 ・共用データベースの情報収集(環境省、釧路市)	・国土交通省 ・環境省 ・釧路市
10 保全と利用の共通認識	利用が自然環境に与える影響検討・把握 利用実態や地域の要望の把握・吟味		(現在までの実施概要) ・釧路川のカヌー利用実態調査の実施(カヌー利用縦断調査、カヌー一般利用者及び営業者に対するアンケート調査) ・釧路川釣り利用実態調査の実施 ・湿原保全と利用に関する共通認識と行動方針(案)の提言	・国土交通省 ・環境省 ・北海道教育庁釧路教育局 ・釧路支庁 ・地域住民等
	保護と利用の観点からの必要な施設整備		(現在までの実施概要) ・トイレのあり方について検討会の開催 ・既存トイレの設置状況、入り込み状況把握 ・トイレ設置の可能性検討	・釧路支庁、関係機関
	基本的ルール、マナーの議論 利用のルールの施行、検証		(現在までの実施概要) ・「釧路川カヌー利用ルールガイドライン」作成のためのWGの開催	・国土交通省、鳥類専門家、NPO、地域住民等
	利用者への情報提供		(現在までの実施概要) ・釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップの作成のためのWGの開催	・環境省、国土交通省、NPO等
11 環境教育の推進	湿原保全についての環境教育 自然体験の場の構築 地域住民が参加できる仕組みづくり 環境教育を実践、支援するためのネットワークづくり 利用者への環境情報の提供 地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり		(現在までの実施概要) ・環境教育資料作成のためのWGの開催 ・市民参加、環境教育等の推進に関する提言	・北海道教育庁釧路教育局、地域の先生、NPO等 ・環境省 ・国土交通省
12 地域連携・地域振興の推進	広域的に湿原を管理するための仕組みづくり 地域住民の情報発信のための仕組みづくり 流域住民等が連携し、行動するための仕組みづくり ツーリズムのづくり、仕組みづくり 地域レベルでの国際的な連携 地域農業に関する認識を共有するための仕組みづくり 湿原に負荷を与えない営農支援のための仕組みづくり		(現在までの実施概要) ・釧路湿原タスクフォース会議の開催 ・ミニシンポジウムの開催(標茶町、鶴居村) ・自然再生大会の実施 ・自然再生協議会の設立(当検討委員会の成果と機能を継承)	・関係機関(国土交通省、環境省、林野庁、釧路支庁、釧路教育局、釧路土木現業所、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村)